

# 業 務 規 程

地方卸売市場 株式会社弘前生花市場



## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規定は、地方卸売市場 株式会社弘前生花市場(以下市場と略称)に関し必要な事項を定めるものとする。

(市場の名称等)

第2条 市場の名称、位置は次の通りとする

(1) 名称 地方卸売市場 株式会社弘前生花市場

(2) 位置 青森県弘前市大字高田3丁目7の2

(取り扱い品目)

第3条 市場の取り扱い品目は次に掲げる花きとする。

切花並びに鉢花等花き全般及びこれらの加工品及び類する資材等

(開場の期日)

第4条 市場は日曜日を除き毎日会場するものとする。

2 市場は前項の規定に係らず、特に必要を認めるときは随時変更する事がある。

(開場の時間)

第5条 開場時間は次の掲げる通りとする。ただし市場業務の運営上必要があると認める時は、これを臨時に変更することがある。

午前8時から午後5時まで

2 取引開始の時刻は、前項の時間の範囲内にて開設者が別途定める。

(売買取引の原則)

第6条 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

(差別的取扱いの禁止)

第7条 開設者及び卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は買参人に対し不当に差別的な取扱いをしてはならない。

## 第2章 卸売市場の業務の方法

(買参人の承認)

第8条 卸売業者から卸売を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を開設者に提出しなければならない。

- (1) 氏名、名称若しくは商号又は住所
- (2) その他申請につき卸売業者が必要と認めたもの

2 開設者は、第一項の承認を受けようとする者が次の各号の一に該当する場合を除き、同項の承認をするものとする。

- (1) 破産者若しくは制限行為能力者で、復権が困難なもの
- (2) 卸売の相手方として必要な知識経験又は資力信用を有しないもの

(買参人の承認の取り消し等)

第9条 開設者は、買参人が第8条2項に該当することとなった場合は、その承認を取消すものとする。

2 開設者は、買参人が次の各号の一に該当するときはその承認を取消し、又はその市場における売買取引の全部又は一部を制限することがある。

- (1) 売買取引に関し不正行為があったと認められるとき
- (2) 売買代金の支払いを怠ったとき
- (3) その他風俗秩序を乱す行為に及んだと認められるとき

(売買取引の方法)

第10条 市場において行う卸売については、せり売り又は入札並びに相対の方法によらなければならない。

(委託手数料)

第11条 卸売業者が市場における卸売のための販売の委任の引き受けについてその委託者から收受する委託手数料は、花き等の卸売金額に次に掲げる率を乗じて得た金額とする。但し別途特約がある場合はその限りでない。

花き及びその他加工品 10%

(異議の申立て)

第12条 売買取引成立後において買参人より異議があるときは、開設者にこれを申し出ることができる。

2 開設者は前項の申し出について正当な理由があると認められるときは、再取引を指示することができる。

(卸売数量と価格等の公表)

第13条 開設者及び卸売業者は、その日の卸売開始時刻までに、当日卸売される物品につき  
主要な品目の数量及びその卸売価格を市場内に掲示するものとする。

2 開設者及び卸売業者は、当日卸売された物品につき売買取引の方法別に、主要な品目別の主要な産地、  
卸売数量及び卸売価格を公表するものとする。

3 開設者及び卸売業者は、その月の前月の委託手数料の種類別の受領額を公表するものとする。

(売買取引条件の公表)

第14条 卸売業者は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(1) 営業日及び営業時間

(2) 取り扱い品目

(3) 取り扱い品目の引き渡しの方法

(4) 委託手数料その他の取り扱い品目の卸売に関し出荷又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額

(5) 取り扱い品目の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法

(市場間転送でない買付した物品の代金の支払い)

第15条 卸売業者は、出荷者から卸売りのために物品を買い受けた日から起算して30日までに、

買い受けた物品の代金(買い受けた額に消費税額及び地方消費税額を加えた額とする)を支払わなければならない。

2 買受人は、第1項の代金を現金又は口座振替により支払うものとする。

(仕切り及び送金)

第16条 卸売業者は、受託物品を卸売したときは、委託者に対してその卸売をした日から起算して15日以内に、当該卸売をした物品の品目、

等級、単価(せり売、入札又は相対取引に係る価格をいう。以下本条に於いて同じ)、数量を明記し、

更に総数量及び単価との積の合計額並びに当該合計額の消費税額に相当する金額、控除すべき委託手数料及び当該卸売りに係る費用のうち、

委託者の負担となる費用の項目と金額(消費税額含む)並びに差し引き仕切金額(以下「売買仕切金」という)を明記した規則で定める

売買仕切書及び売買仕切金を送付しなければならない。ただし、特約のある場合はこの限りではない。

2 前項の売買仕切金は、現金又は口座振替により送付するものとする。

(その他の決済の方法)

第17条 市場における売買取引の決済方法については、第14条及び第15条に定めるもののほか、

卸売業者が取引参加者間で協議の上決定した期日までに現金または口座振替により支払うものとする。

### 第3章 取引参加者の遵守事項

(名称変更等の届出)

第18条 買参人は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なくその旨を開設者に届出なければならない。

- (1) 氏名、名称若しくは商号又は住所を変更したとき。
- (2) 買参人としての業務を廃止しようとするとき。

2 買参人が死亡し、又は解散したときは、当該買参人の相続人又は清算人は遅滞なくその旨を開設者に届出なければならない。

(事業報告書の作成・閲覧)

第19条 卸売業者は、事業年度ごとに、卸売市場法施行規則(昭和46年農林省令第52号。以下「省令」という)別記様式第二号により事業報告書当該事業年度経過後90日以内に作成しなければならない。

2 卸売業者は、市場における卸売のための販売または販売の委託をした者から、前項の写しを閲覧したい旨の申し出であったときは、次に掲げる正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- (1)卸売業者に対し卸売のための販売の委託または販売をする見込みがないと認められ得る者から閲覧の申し出がなされた場合
- (2)安定的な決済を確保する観点から卸売業者の財務状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申し出がなされたと認められる場合
- (3)同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申し出がなされた場合

### 第4章 管理

(市場秩序の保持等)

第20条 卸売市場において秩序を乱し又は公共の利益を害する行為を行ってはならない。

2 開設者並びに卸売業者は、市場秩序の保持又は公共の利益を図るため必要とみとめたときは、市場入場者に対し入場の制限等、適切な処置を講ずることができる。

(清潔の保持)

第21条 卸売市場の利用者は、自己の商品、容器、その他の物件を整理し、市場施設の清潔の保持に努めなければならない。